

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、当該日は、翌日が休日)

目 次

告 示

次

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるものにあつたものとみなされるものである旨の申出の受理が國民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

保安林の指定予定

保安林の指定の解除予定（三件）

林業種苗法による生産事業者の登録

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

都市計画の変更に係る案の縦覧（五件）

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

開発行為に関する工事の完了（二件）

鳥取県告示第二百三十一号  
国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七條に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
ノナカ医院	鳥取市新一二二一一五	昭和五十九年十月十五日
広田歯科医院	鳥取市湖山町南二丁目一四七	"
樋口歯科医院	倉吉市明治町二丁目四三一	"
岡崎内科医院	米子市皆生一五七一七	昭和五十九年十一月一日
カスヤ歯科医院	鳥取市若桜町五一	"

鳥取県告示第二百三十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日	
		県名	都道府
ノナカ医院	鳥取市新一二二一一五	全国	昭和五十九年十月十五日
広田歯科医院	鳥取市湖山町南二丁目一四七一〇	"	"
樋口歯科医院	倉吉市明治町二丁目四三一	"	昭和五十九年十一月一日
岡崎内科医院	米子市皆生一五七一七	"	
カスヤ歯科医院	鳥取市若桜町五一	"	

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町菅沢字上ミノ峠一七六一、字野路尻一七七九、日野町高尾字代の上一六三、一六五、一六六、字カケヒラ一九二

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 二 1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町大山字上野原一四八（次の図に示す部分に限る。）、日野郡溝口町二部字間地山二一四三の七、字小鳥木谷二一七一

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年三月一日

## 鳥取県告示第二百三十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年三月一日

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(3) 主伐として伐採をことができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町福塚字庄田一四一九の一から一四一九の三まで、一四二八、上石見字寺ノ上一三四二

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡岸本町小野字川平四二の一（次の図に示す部分に限る。）、日野郡江府町大字江尾字船谷景ノ平四〇五の一

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

鳥取県告示第二百三十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字保野字林口八二八の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由  
林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百三十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町板井原字大井谷四八四の六・字鈎屋敷五三五（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百三十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市福本字大島平四八九の三六

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

鳥取県告示第二百三十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	者生産事業	生産事業	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
二百四十六	山口 忠	八頭郡北河原村	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の	山口苗畑	八頭郡北河原町大字北河原
八百三十	武田 弘治	八頭郡芦智津頭	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の	山口苗畑	八頭郡北河原町大字北河原
百六十六	谷口 善四郎	八頭郡穂見頭	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の	谷口善四郎	八頭郡穂見頭町大字穂見頭
八百四十	中瀬 正	八頭郡芦智津頭	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の	谷口善四郎	八頭郡穂見頭町大字穂見頭
八百三十	武田 弘治	八頭郡芦智津頭	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の	谷口善四郎	八頭郡穂見頭町大字穂見頭
"	"	"	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の	谷口善四郎	八頭郡穂見頭町大字穂見頭
苗中畑 正	武田 弘治	八頭郡芦智津頭	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の	谷口善四郎	八頭郡穂見頭町大字穂見頭
"	"	"	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の	谷口善四郎	八頭郡穂見頭町大字穂見頭

## 鳥取県告示第二百三十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十一年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・四・十号 飛行場布勢線

二 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分

鳥取市湖山町西四丁目  
三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

## 四 縦覧期間

昭和六十一年三月一日から同月十五日まで

## 鳥取県告示第二百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案

を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

見書を提出することができる。

昭和六十年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園六・六・一号 布勢総合運動公園

(変更後) 九・六・一 号 布勢総合運動公園

一 都市計画の種類及び名称  
倉吉都市計画公園六・五・一 号 関金総合運動公園  
二 都市計画を変更する土地の区域

#### 追加する部分

東伯郡関金町大字関金宿字鳥越、字鳥越山、字五反田、字勝負谷、字勝負山、字數ノ内平及び字數ノ内

#### 三 都市計画の案の縦覧場所

東伯郡関金町大字大鳥居一九三一 関金町役場

#### 四 縦覧期間

昭和六十年三月一日から同月十五日まで

#### 四 縦覧期間

昭和六十年三月一日から同月十五日まで

#### 鳥取県告示第二百四十一号

#### 鳥取県告示第二百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づ

き、倉吉都市計画を変更しようするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園三・三・六号 城生新田中央公園

## 二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

## 三 都市計画の案の縦覧場所

米子市皆生字村新田、字悪水西新田及び字高嶋屋新田  
米子市加茂町一丁目一 米子市役所

## 四 縦覧期間

昭和六十年三月一日から同月十五日まで

## 鳥取県告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づく  
き、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用  
する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画  
の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年  
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・四・九号 日吉津陰田線

## 二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

## 三 都市計画の案の縦覧場所

米子市車尾字堀端、字東宮ノ前、字前河原及び字東倉敷  
米子市加茂町一丁目一 米子市役所

## 四 縦覧期間

昭和六十年三月一日から同月十五日まで

昭和六十年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市上味野三三二一  
有田喜明

## 一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年十一月二十七日 鳥取県指令受都計第二百六十一号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市車尾字スゲサ

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市錦町三丁目一四七一五

辻 辰雄

## 鳥取県告示第二百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年十二月二十二日 鳥取県指令受都計第三百十号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市上味野字高原

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名